

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関しては、当社は、株主、取引先及び従業員などのステークホルダーにとっての企業価値を高め社会的に優良な企業として認知されるよう、会社の業務遂行の健全性、透明性、公正性を確保することが最重要課題であると認識し、全構成員に法規の順守、商道徳に則った商活動を行なうことを義務付けております。

当社は、東京都中央卸売市場築地市場内において水産物卸売業者としての認可を農林水産省から受けており、同市場の開設者である東京都より許可を受けて水産物卸売業他を営んでおります。また、卸売市場法の厳正な監視のもとに業務を行うと同時に、中央卸売市場の開設者である東京都と所轄官庁である農林水産省の業務検査並びに財務検査を定期的に受けております。社内体制としては取締役会、経営会議、監査役会を中心とした経営管理体制に基づき、役員は取締役6名と社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。またコンプライアンス体制の確立、浸透、定着を目指すため、社内組織として「コンプライアンス委員会」が設置されております。以上のように会社経営の健全性は確保されているものと考えております。また、会社経営の透明性については、タイムリーディスクロージャーを重視し、情報提供の正確、迅速かつ公平性を図るため、IR活動に努めております。

なお、当社は執行役員制度を導入しております。この制度の導入は業務の監督と執行の効率化、及びスピードアップを図るために取締役と執行役員の機能分化することを目的としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ベニレイ	1,712,000	7.61
東洋水産株式会社	1,216,520	5.41
株式会社ヨンキュウ	1,124,000	5.00
株式会社みずほ銀行	1,112,171	4.95
株式会社ニチレイフレッシュ	790,000	3.51
横浜冷凍株式会社	576,000	2.56
日本証券金融株式会社	450,000	2.00
築地魚市場持株会	336,138	1.50
大三川和義	300,000	1.33
朝日生命保険相互会社	300,000	1.33

支配株主（親会社を除く）の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3 月

業種 卸売業

直前事業年度末における（連結）従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
【取締役関係】	
定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石川 誠	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川 誠	○	――	公認会計士の資格を有しており、外部からの目で当社の経営を監視してもらいます。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

当社は業務の実施部署から独立した内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき業務の有効性・効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令・定款・社内規程等の順守、資産の保全という内部統制の目的を達成するための内部統制システムを構築しております。

内部統制の実際の業務執行状況は、当社及びグループ各社の日常業務については常勤監査役（1名）及び内部監査室による業務監査を定期的に実施しており、その監査結果は経営会議に報告しております。

また、監査役は取締役会、経営会議、執行役員会及び関係会社報告会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、会計監査人と連携を図ることによる情報収集、取締役からの直接の聴取、重要書類の閲覧を行うなど、取締役及び執行役員の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安食 芳雄	税理士													
室谷 和彦	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安食 芳雄	○	――	第三者の目、外部組織の目から当社取締役の業務執行を監査してもらう
室谷 和彦	○	――	第三者の目、外部組織の目から当社取締役の業務執行を監査してもらう

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	3名
---------	----	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役、社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は、現在のところ特に定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に選出しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は執行役員制を導入しており、判断の迅速化・責任の所在を明確にしております。
このことにより、取締役を含む執行役員の評価を適切に行うことができると考えており、インセンティブ制度を導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に区分けて支給総額を表示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

必要に応じ取締役会に出席して意見を述べてもらっております。
なお社外監査役においては、定期的な監査役会の開催時に社外の目で当社の業務執行について監査しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、監督及び報酬決定等については取締役会で決議しております。
監査については、監査役主導により、業務監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、経営における意思決定の迅速性・効率性及び適正な監督機能を確保すべく、現在のガバナンス体制を「取締役会を置く監査役設置会社」としてありますが、次の2点のとおり有効に機能していると判断されることから、現在のガバナンス体制を継続して採用しております。
意思決定の迅速性・効率性の確保に関しては、事業活動に精通した執行役員を兼務している取締役を中心に取締役会を構成することにより、意思決定の迅速性・効率性を確保しております。
適正な監督機能の確保に関しては、監査役と内部監査室及び会計監査人との綿密な連携、社外監査役に対して取締役会付議事項の十分な説明を実施する等の諸施策を講じており、適正な監督機能を確保しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
- 実施していません。
2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	四半期短信、決算短信、並びにそのほか開示資料について、当社のホームページへ掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部人事総務課および経理部決算総括課で対応しております。	
3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況		
実施していません。		

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレートガバナンス

1. 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程、その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
2. 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
3. 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
4. 監査役は監査役会規程及び監査役監査基準に則り、取締役会の職務執行の適正化を監査する。

(2) コンプライアンス

1. 当社及び当社子会社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動規範を定め、取締役が、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員がコンプライアンスを遵守・実践するよう周知徹底する。
2. 当社及び当社子会社は、コンプライアンスを推進するために、体制の整備、コンプライアンスに係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、全社的なコンプライアンスを統括する機関として、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置する。
3. 当社及び当社子会社は、役職員の遵守すべきコンプライアンス・マニュアルを整備し、全役職員にコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図る。
4. 当社及び当社子会社は、社員等の相談・通報窓口として、通常の業務ラインとは別に「コンプライアンスホットライン」を置き、日常の業務においてコンプライアンスに係る問題等に気付いたときは相談できる体制をとる。また、その情報については秘密保持を厳守するとともに、相談者には不利益な取扱いを行わない。
5. 当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固拒絶し、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(3) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(4) 内部監査

当社は、内部監査規程を定め、業務の実施部署から独立した内部監査部門が、当社グループに関する実効性のある内部監査を実施する。

ロ. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、リスク管理体制を整備するため、リスク管理規程を定め、リスク管理に係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、リスク管理担当役員を選任し、当社グループのリスク管理を統括する組織を設置して、リスク管理体制についての評価・指導を行う。
2. 当社グループの重要な投資等については、職務権限規程及び稟議規程に基づき、経営会議で審議後、社長の決裁を得る。さらに、法令・定款及び案件の重要度に応じ、取締役会の承認を取得する。
3. 不測事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、事態の把握に努め、当社グループの損失を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。

ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、経営方針・経営戦略等、当社グループの全役員・社員が共有する目標を定め、その浸透を図るとともに目標達成に向けて、各自が実施すべき具体的な目標を定める。
2. 当社は、職務権限規程により、当社の機構及び職位ならびにその指揮命令の系列を定め、業務の適正な運営と効率化を図る。
3. 当社は、業務の執行が効率的に行われることを確保するため、また、経営の意思決定の迅速化を図るため経営会議を設置し、経営に関する最高方針及び全社的重要事項について審議する。

ニ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社は、法令及び文書規程等に基づき、当社が保有する情報資産を適切に保護するための必要な方策を定め、重要な会議の議事録・稟議書類等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は適切に保存しかつ管理する。
2. 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、当社子会社の業務執行者の自律的な経営を尊重する一方、関係会社管理規程を定め、当社子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすることを周知徹底する。
2. 当社は、定期的に関係会社の報告連絡会議を開催し情報交換を行い、当社グループ全体の健全な発展を図る。
3. 当社執行役員及び社員が必要に応じて当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を兼任する。
4. 監査役は、監査役監査基準等に基づき、当社子会社に対して営業または会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。
5. 内部監査部門は、定期的に当社子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告する。

ヘ. 監査役への報告体制

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定期的に職務の執行状況を監査役に報告する。また、取締役及び使用人は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
2. 当社及び当社子会社の役職員は、監査役に対して、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
3. 当社及び当社子会社は、監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役職員が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を就業規則に定め、役職員に周知徹底する。

ト. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
2. 監査役は、代表取締役と協議を実施するとともに、会計監査人と緊密に連携し、定期的に会合をもつなど意見及び情報交換を行い、内部監査部門とも緊密な連携を保つ。
3. 取締役は監査役の監査に協力し、監査にかかる諸費用（訴訟、往査の費用、外部専門家の活用にかかる費用等）については、必要に応じ予算措置する。

チ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からの要請がある場合には、専属の使用人を配置して監査役の命令下において監査業務が遂行できる体制を確保する。また、当該使用人に係る人事異動、人事考課、懲戒処分については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関りを持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固拒絶し、警察等の外部専門機関と緊密に連携し全社を挙げて毅然とした態度で対応しております。また、中央卸売市場築地市場全体としても反社会的勢力の排除に積極的に取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社ホームページにその開示資料を掲載しております。本件の詳細につきましては、当社ホームページ (<http://www.tsukijii-uoichiba.co.jp>) をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

